デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上

するものにあつては（一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）一〇一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャ